

共にかがやき いきいきと

第2次いるま男女共同参画プラン



入間市

入間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

一、わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切にし、共にかがやき、いきいきと暮らす「入間」をめざします。

一、わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する元気な「入間」をめざします。

一、わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「入間」をめざします。

一、わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する香り豊かな緑の文化都市「入間」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日 埼玉県入間市

はじめに

男女が共にその人権を尊重しあい、一人ひとりが性別にとらわれることなく個性や能力を生かしながら、自らの選択により参画できる社会の実現がこれまで以上に求められています。



こうした中で、これまでの取り組みを継承しつつも、今後の目標、取り組むべき施策の見直しを行い、計画期間を今後5年間とする『共にかがやき いきいきと 第2次男女共同参画プラン』を策定いたしました。

この計画は、市民一人ひとりが個人として尊重され、責任を分かち合い、助け合いながら、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる場で、男女が共に参画する社会づくりを目指すために策定したものであり、本市が取り組むべき施策の方向・事業の実施計画を示すものであります。

計画の実施にあたり、男女共同参画社会の実現に向けての市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、計画の策定にあたっては、入間市女性問題協議会で熱心にご審議いただくと共に、パブリック・コメントを実施し、多くの市民のご意見を反映させていただきました。

貴重なご意見、ご提案をいただきました関係者をはじめ市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成19年10月

入間市長 木下 博

目 次

第1章 プラン策定の背景	3
第2章 プランの基本的な考え方	7
プランの趣旨	
プランの期間	
プランの構想	
プランの性格	
第3章 プランの内容	9
プランの体系	10
重点目標【1】	13
あらゆる分野で男女共同参画を推進する	
重点目標【2】	25
男女が多様な生き方を選択し、性別による格差の無い社会を目指す	
重点目標【3】	35
政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	
重点目標【4】	41
推進体制の整備	
参考資料	47

第1章 プラン策定の背景

プラン策定の背景

1 世界の動き

平成 7 年（1995 年）に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で「平等・開発・平和への行動」をテーマとした「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成 12 年（2000 年）にニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催されました。この会議では、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、さらなる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

さらに、北京会議の開催から 10 年がたった平成 17 年（2005 年）にニューヨークで「第 49 回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める決議が採択されました。

2 国の動き

国では、国際社会の動きを受けて、男女共同参画の取り組みが進められてきました。

平成 11 年（1999 年）4 月には、「改正労働基準法」「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」が施行され、同年 6 月には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されました。

平成 12 年（2000 年）12 月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく、男女共同参画基本計画が策定されました。

平成 13 年（2001 年）1 月には、中央省庁等改革において新たに内閣府が設置され、男女共同参画会議や男女共同参画局が設けられ、推進体制が充実・強化されました。また、同年 6 月には、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日にちなんで男女共同参画週間がスタートしました。さらに、同年 10 月には、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」

も施行されました。

平成 17 年（2005 年）12 月には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定され、12 の重点項目が掲げられました。さらに、平成 19 年（2007 年）7 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正されました。

3 県の動き

埼玉県では、平成 12 年（2000 年）4 月に、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「埼玉県男女共同参画推進条例」を施行し、同年 10 月には、この条例に基づく男女共同参画に関する苦情処理機関を設置しました。

平成 14 年（2002 年）2 月には、「男女共同参画社会基本法」と「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定され、同年 4 月には、さいたま新都心に男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）もオープンしました。

さらに、平成 19 年（2007）2 月には、これまでの取り組みを踏まえつつ新たな課題に対応するため、「埼玉県男女共同参画推進プラン」の一部見直しを行いました。

4 入間市の取り組み

入間市では、平成 9 年（1997 年）3 月に男女平等のまちづくりを進めるため「いるま男女共生プラン」を策定し、男女共同参画関連施策を積極的に推進してきました。

平成 12 年度（2000 年度）には、『男女共生社会に向けての市民意識調査』を実施し、平成 14 年（2002 年）3 月には、市民意識調査の結果と国の男女共同参画基本計画などを踏まえ、「いるま男女共生プラン」の改訂を行いました。

平成 15 年度（2003 年度）には、「入間市男女共同参画都市宣言記念事業」の一環として「模擬議会 入間市女性議会」を開催しました。また、女性

議会において宣言文を採択し、11月16日に「入間市男女共同参画都市宣言」を発信しました。

さらに、平成16年度(2004年度)には、「入間市男女共同参画推進センター」を開館し、男女共同参画に関する情報提供や講座の開催、「女性のための悩みごと相談事業」やセンターホームページの開設に着手しました。

結びにあたり、本プランでは、これらの取り組みを含め、4つの重点目標を柱とし、具体的な事業を122件掲げています。

入間市では、今後も引き続き、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に同等に参画できる男女共同参画社会の実現を目指す取り組みを積極的に推進します。

第2章

プランの 基本的な考え方

プランの基本的な考え方

1 プランの趣旨

このプランは、男女共同参画社会の実現を目指し、入間市の基本的な考え方と取り組むべき施策を示し、それを実施していくため策定するものです。第2次プランの趣旨は、女性も男性も一人ひとりが互いを大切にし、尊重し合い、性別にとらわれず対等な立場で政治・経済・社会・文化などあらゆる活動に参画する「元気な入間」を引き続き目指していくことです。

入間市における男女共同参画社会への歩みは、平成9年に策定した「いるま男女共生プラン」に始まり、平成11年の国の「男女共同参画社会基本法」成立を契機とし、平成14年に「改訂 いるま男女共生プラン」の策定及び平成15年の「入間市男女共同参画都市宣言」に至りました。

しかし、入間市における男女共同参画社会の実現には、なお一層市民と行政が協働して取り組むことが重要です。

2 プランの期間

退職シニア、特に団塊の世代がもつ社会的影響力を踏まえプランの期間は5年間（平成19年度～平成23年度）とします。

3 プランの構想

「改訂 いるま男女共生プラン」を継承し、「入間市男女共同参画都市宣言」を踏まえます。

さらに、この宣言の具体化を図るために重点目標を設けました。

4 プランの性格

(1) このプランは、国の「男女共同参画社会基本法」や「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき「第5次 入間市総合振興計画」の部門計画として位置付け、他の施策との総合的な推進を目指しています。

(2) このプランは、「入間市男女共同参画都市宣言」を踏まえ、「入間市女性問題協議会」からの答申を尊重しています。

(3) このプランは、少子化が抱える諸問題・定年退職後のあり方・女性へのあらゆる暴力の防止など、多様な現代的課題の解決に取り組みます。

また、行政の情報公開を押し進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

第3章 プランの内容

< 基本理念 >

< 重点目標 >

女ひとと男ひとがたがいに尊重し、
支えあう元気な人間

【1】あらゆる分野で
男女共同参画を推進する

【2】男女が多様な生き方を選択し、
性別による格差の無い社会を目指す

【3】政策・方針決定過程への
女性の参画を推進する

【4】推進体制の整備

< 課題 >

(1) 家庭における
男女の協力の推進

(2) 地域社会における
男女共同参画の推進

(3) 教育現場における
男女平等の推進

(4) 職場における
男女共同参画の推進

(1) 女性への暴力の防止と
被害者への支援

(2) 子育て支援策の充実

(3) 男女の健康と福祉の増進

(4) 退職シニアの社会活動を創る

< 施策の方向 >

● 男女が共に対等に力を合わせると意識と実践を育む啓発活動を行う

● 組織のメンバーが自ら変わっていかうとする意識を育成するための啓発活動を行う

● 安心・安全な地域社会を維持するためにコミュニティの力を男女で高める

● 児童・生徒を対象とした啓発教育を行う

● 教職員を対象とした意識向上のための啓発活動を行う

● 女性が働きやすい環境となるよう、経営者・管理職などを対象とした啓発活動を行う

● 働く女性・働きたい女性のためのサポートを充実させる

● 男女ともに仕事と家事・育児などとの調和のとれた生活が実現できる環境をつくる

● DV防止に関する支援策の充実

● 行政による子育て支援策を拡充する

● 男女が共に子育てに関われるよう職場の子育て支援策の定着を促す

● すべての世代に対する健康の維持増進策を拡充する

● 高齢者の自立を支援し福祉を充実する

● 経済的に自立して個人的にも社会的にも豊かな生き方を促す

● 市の審議会等では、「女性が占める割合 30%以上」を堅持する

● 職場における女性管理職の積極的登用を促す

● 地域社会における主導的役割を女性が果たせるよう支援する

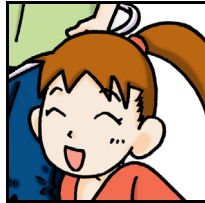
● 拠点施設の機能と事業の充実

● 庁内推進組織の拡充と連携施設・サポート団体との協力強化

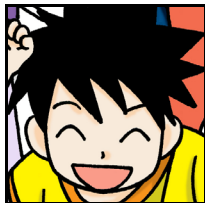
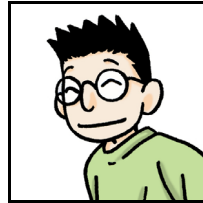
● 計画の進行管理と点検評価

元気ファミリー紹介

ママ

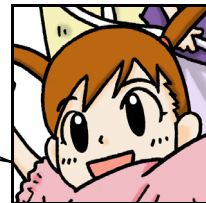


パパ



けやき
小学3年生

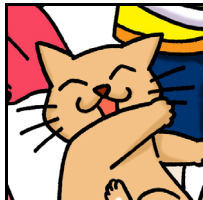
元気な双子です！



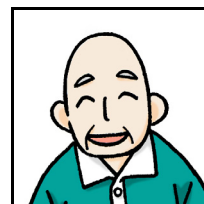
ひばい
小学3年生



おばあちゃん



にゃん吉



おじいちゃん

あらゆる分野で男女共同参画を推進する



重点目標

【1】

あらゆる分野で

男女共同参画を推進する

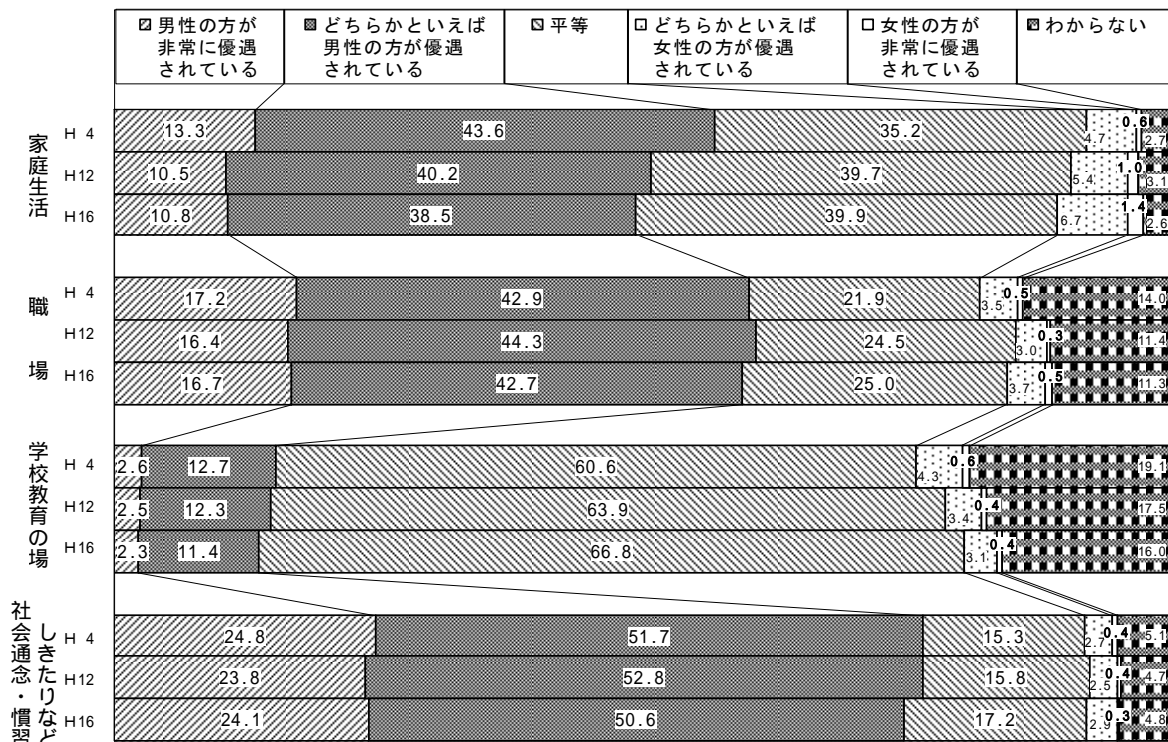
個人の尊重や男女の平等は、誰もが生き生きと生活できる豊かな社会を築くうえで必要です。

しかし、現実には性別による固定的な役割分担意識や社会的な慣例、差別的な扱いがすべて解消されたとはいえません。

そこで、入間市は一人ひとりが性別に関係なく個人として尊重され、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野で自らの個性と能力を生かして貢献できる男女共同参画社会を実現するための環境づくりや啓発・教育活動等を推進します。

各分野の男女の地位の平等感

次のそれぞれの分野で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で66.8%、「家庭生活」で39.9%、「職場」で25.0%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で17.2%となっている。



資料出所：「平成16年度内閣府世論調査」を基に作成

施策の体系

【1】あらゆる分野で男女共同参画を推進する

(1) 家庭における 男女の協力の推進

- 男女が共に対等に力を合わせるという意識と実践を育む啓発活動を行う

(2) 地域社会における 男女共同参画の推進

- 組織のメンバーが自ら変わっていかこうとする意識を育成するための啓発活動を行う
- 安心・安全な地域社会を維持するためにコミュニティーの力を男女で高める

(3) 教育現場における 男女平等の推進

- 児童・生徒を対象とした啓発教育を行う
- 教職員を対象とした意識向上のための啓発活動を行う

(4) 職場における 男女共同参画の推進

- 女性が働きやすい環境となるよう、経営者・管理職などを対象とした啓発活動を行う
- 働く女性・働きたい女性のためのサポートを充実させる
- 男女ともに仕事と家事・育児などとの調和のとれた生活が実現できる環境をつくる

「男だから・・・」「女だから・・・」
性別による家事や仕事などでの
役割分担意識が、身の回りにまだ
まだあるんじゃないかな？



(1) 家庭における 男女の協力の推進

家庭において、男女が互いに協力し合い、家族の一員として責任を果たしていくことが大切です。

そこで、学習機会や情報の提供などにより家庭での家事、育児、介護等を共同で行う意識の向上に努めます。

男女が共に対等に力を合わせるという

意識と実践を育む啓発活動を行う

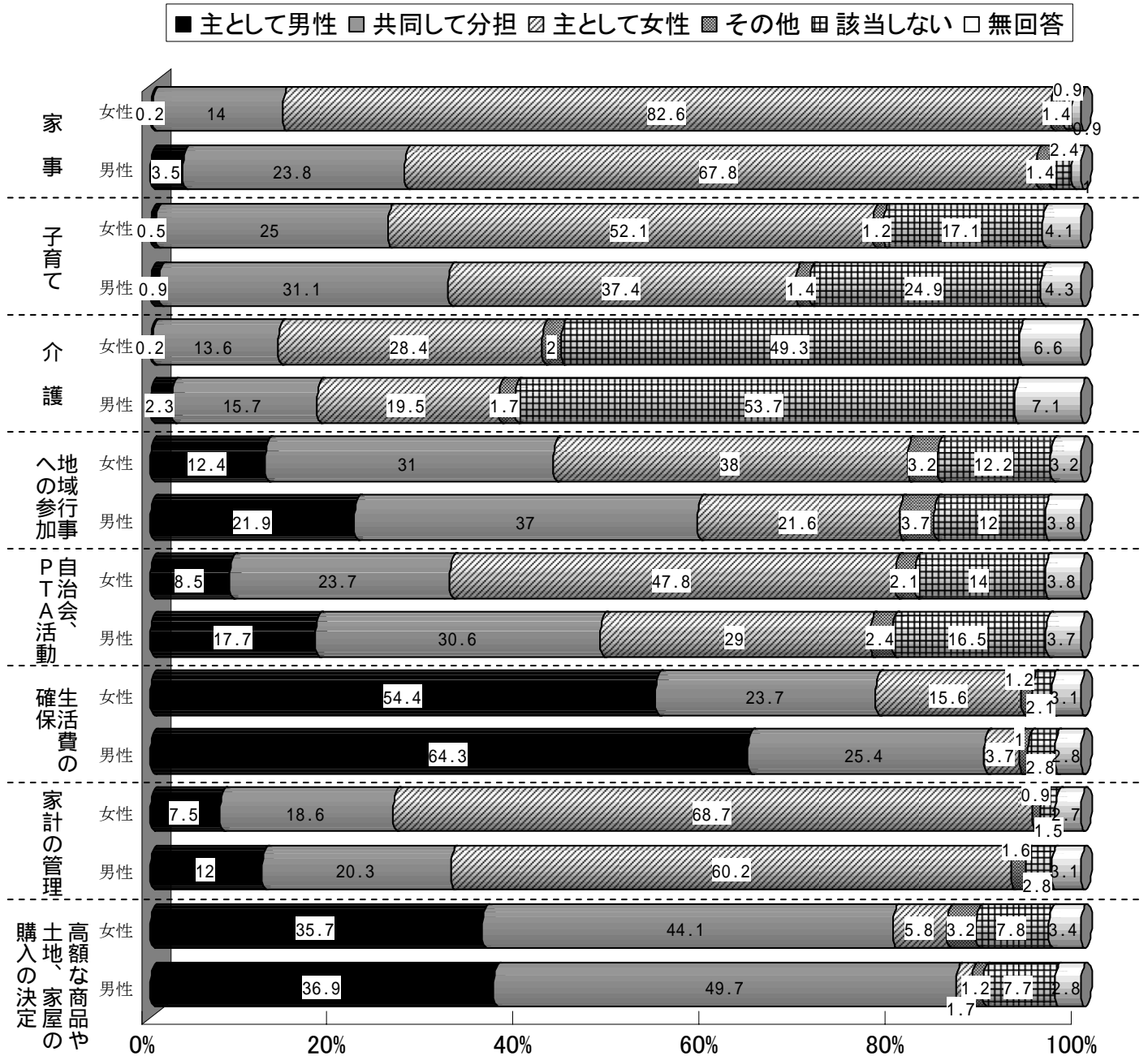
性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、家庭の中で男女がお互いを思いやり、対等な関係で家庭生活を営むことができるよう啓発活動を推進します。

【主な関連事業】

- ポスター、ちらし、冊子等啓発物の発行 [関係各課]
- 市主催事業での啓発活動の実施 [関係各課]
- 多様なメディアを活用した啓発活動の実施 [企画課・広報広聴課]
- 男性の育児・教育活動への参加の推進 [関係各課]
- 男女が共同で行う家事、育児、介護講座等の開催 [関係各課]
- 保育所、託児施設、介護施設等での体験学習実施の検討
[企画課・職員課・児童福祉課・高齢者福祉課・学校教育課]

家庭生活での役割分担

8つの分野において家庭生活での役割分担の状況についてたずねたところ「家事」「子育て」「介護」「家計の管理」は『主として女性』が担っています。また、「生活費の確保」は『主として男性』が最も多くなっています。男性では『主として女性』という意見が、すべての分野で女性よりも少なく、『主として男性』『共同して分担』が女性よりも多くなっており、男女間に認識の違いが見られます。



資料出所：「平成18年度埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

(2) 地域社会における 男女共同参画の推進

豊かで活力ある、安心・安全な地域づくりを推進するためには、男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが必要です。

そこで、今までの慣例にとらわれることなく、男女が問題意識や新たな課題などを共有し、対等な立場で活動できるよう努めます。

● 組織のメンバーが自ら変わっていかこうとする意識を

育成するための啓発活動を行う

自治会、老人クラブ、PTA、子ども会育成会など、地域社会を構成する団体の活動の中で、男女共同参画がより効果的に浸透するよう啓発に努めます。

【主な関連事業】

学習機会の提供 [企画課・自治文化課・生涯学習課・各公民館]

先進事例の情報提供 [企画課・自治文化課・生涯学習課・各公民館]

教育・研究機関との連携による啓発活動の充実

[企画課・自治文化課・生涯学習課]

団体間の交流促進 [自治文化課・生涯学習課]

安心・安全な地域社会を維持するために

コミュニティの力を男女で高める

近年、注目されている地域社会での防災・防犯活動に取り組む中で、人とのつながり（コミュニティ）を通じて、男女が共に住みよい環境づくりに貢献できるよう働きかけます。

【主な関連事業】

防犯パトロール活動の支援 [防災防犯課]

防災訓練の支援 [防災防犯課]

子どもの見守り活動の推進 [学校教育課・生涯学習課]

防災・防犯ボランティア登録制度の検討 [防災防犯課]

地域の防災・防犯活動についての情報提供 [自治文化課・防災防犯課]

自治会・PTA等地域団体間の連携強化の推進

[自治文化課・防災防犯課・警防課・生涯学習課]

防災・防犯に関する研修の充実 [防災防犯課・警防課・予防課]



(3) 教育現場における 男女平等の推進

人権や男女の平等を尊重する心、互いの性を理解し尊重する心を育むためには、小さい頃からの教育が大切です。

そこで、学校における男女共同参画の視点に立った学習を教育現場と連携して推進します。

児童・生徒を対象とした啓発教育を行う

児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行うことで、性別による役割分担意識を解消し、子どもたちの将来の夢や希望の選択肢を広げ、権利と責任の自覚を促します。

【主な関連事業】

- 年齢に応じた男女平等教育の推進 [学校教育課]
- 学校教育活動全体を通しての男女平等意識の育成 [学校教育課]
- 一人ひとりの違いを大切にする教育の推進 [学校教育課]
- 男女平等の視点を取り入れた学校行事の推進 [学校教育課]
- 標語、ポスター等のコンクールの実施 [企画課・学校教育課]
- 男女共同参画推進モデル校の研究 [企画課・学校教育課]

教職員を対象とした意識向上のための啓発活動を行う

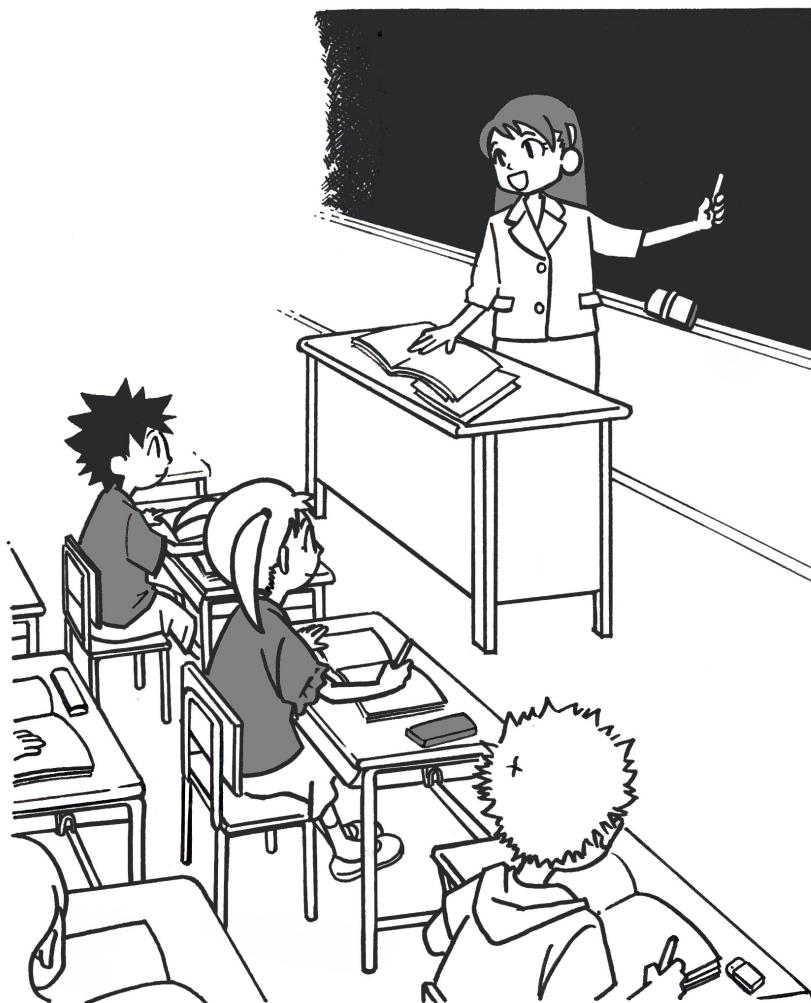
男女平等に関する授業を充実させるための環境づくりを支援します。

【主な関連事業】

教職員研修の充実 [学校教育課]

教職員への情報提供 [企画課・学校教育課]

人権教育推進委員会等における男女平等教育の充実 [学校教育課]



(4) 職場における 男女共同参画の推進

誰もが性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、仕事と家庭を両立させながら働き続けることのできる職場づくりは、男女共同参画社会の実現にとって大切です。

また、女性の就業を支援することは、少子高齢社会における労働力不足という問題にも対応できるものです。

そこで、男女ともに働きやすい環境を整えるための取り組みを支援します。

女性が働きやすい環境となるよう、

経営者・管理職などを対象とした啓発活動を行う

経営者・管理職を対象とした職場での男女共同参画の啓発活動を行うことにより、女性が意欲を持って働ける環境づくりの推進に努めます。

【主な関連事業】

- 情報紙、ホームページによる先進事例の紹介 [企画課・商工課]
- 能力に応じた登用の促進 [職員課・商工課]
- 男女雇用機会均等法の周知 [商工課]
- 経営者・管理職へのアドバイス体制の研究 [商工課]
- 経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催 [職員課・商工課]

働く女性・働きたい女性のためのサポートを充実させる

女性が安心して働き続けられるよう、さまざまなサポート体制の充実に努めます。

【主な関連事業】

- 保育施設の整備・充実 [児童福祉課]
- 学童保育室等の整備・充実 [児童福祉課・生涯学習課]
- 事業所内保育施設設置の支援策の検討 [商工課・児童福祉課]
- 介護支援制度の充実 [高齢者福祉課・障害福祉課]
- 職業訓練の推進 [商工課]
- 働く女性・働きたい女性のための交流の場の提供 [企画課・商工課]
- 女性起業家への情報提供 [企画課・商工課]
- 子育て支援事業の充実 [企画課・児童福祉課]
- 家事サービスの福利厚生事業への導入の研究 [商工課]

● 男女ともに仕事と家事・育児などとの

調和のとれた生活が実現できる環境をつくる

一人ひとりが仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考慮して働ける環境づくりに努めます。

【主な関連事業】

- 短時間勤務、フレックスタイム制活用の促進 [職員課・商工課]
- 長時間労働の是正の促進 [職員課・商工課]
- 男性の育児休業取得の促進 [職員課・商工課]
- 男女の介護休暇取得の促進 [職員課・商工課]
- 地域活動のための休暇の普及 [職員課・商工課]
- 仕事と家庭の両立についての啓発活動の推進 [企画課・職員課・商工課]
- 相談窓口の充実
[企画課・市民生活課・商工課・児童福祉課・高齢者福祉課]
- 市職員への男女共同参画意識調査の実施 [企画課・職員課]

男女が多様な生き方を選択し、性別による格差の無い社会を目指す



重点目標

【2】

男女が多様な生き方を 選択し、性別による格差 の無い社会を目指す

男女が共に豊かな生活を送るためには、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。

しかし、現実には弱い立場にある女性が親しい関係にある人から暴力を振られるなど人権を無視した行為が深刻な社会問題となっています。

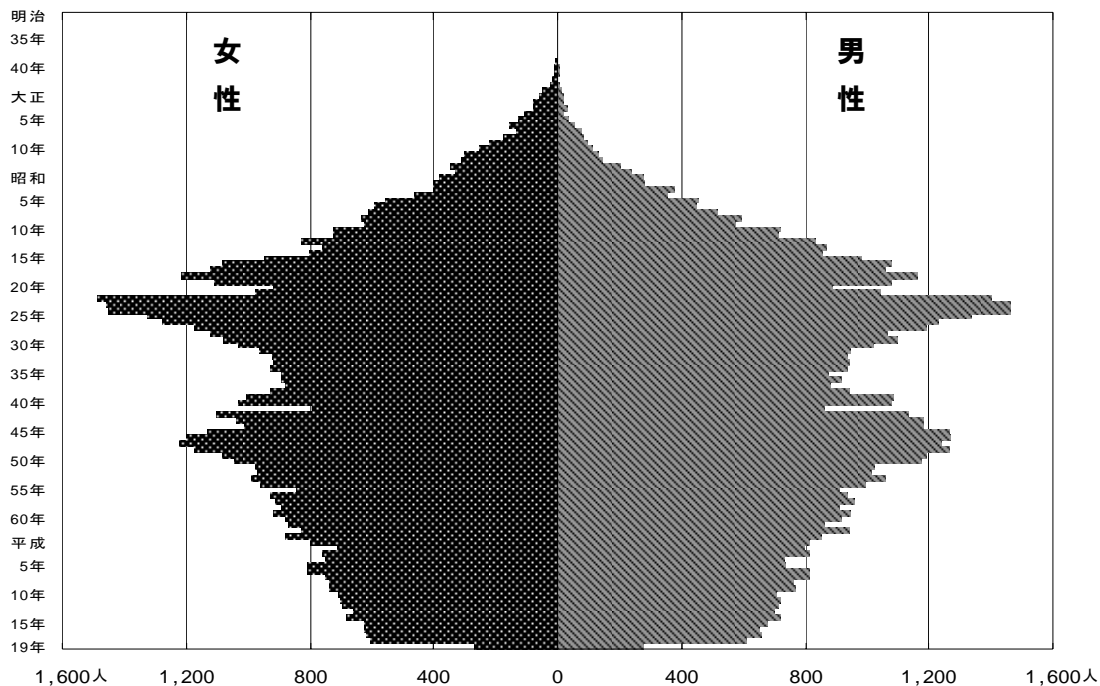
また、少子高齢社会が進行するなか、子育て支援策の充実、男女の健康と福祉の増進、いわゆる退職シニアの社会活動の創出などの課題もあります。

そこで入間市は、これらの社会的弱者への人権侵害及び少子高齢社会の課題の解消に取り組み、健康で豊かな明るいまちづくりを目指します。

入間市人口ピラミッド

当市の人口は、現在約15万人です。年代別の構成状況を見ると、男女共に、高齢化と少子化が進行していることがわかります。今後、生産年齢人口の減少により市税収入の減少や高齢者を中心とする福祉・介護・医療に関わる社会保障費の増加が見込まれ、少子化においては子育て支援に関する質の高さが求められます。

また、地域においては、人生経験の豊かな人たちが日常的に存在する形となるため、さまざまな分野における協働事業を推進していく仕組みが必要となってきます。



資料出所：入間市の人口（H19.7）を基に作成

施策の体系

【2】男女が多様な生き方を選択し、性別による格差の無い社会を目指す

(1) 女性への暴力の防止と被害者への支援

- DV防止に関する支援策の充実

(2) 子育て支援策の充実

行政による子育て支援策を拡充する
男女が共に子育てに関われるよう職場の子育て支援策の定着を促す

(3) 男女の健康と福祉の増進

すべての世代に対する健康の維持増進策を拡充する
高齢者の自立を支援し福祉を充実する

(4) 退職シニアの社会活動を創る

- 経済的に自立して個人的にも社会的にも豊かな生き方を促す

一人ひとりが輝いた生き方を
するには、みんながお互いを
「思いやる」
気持ちが大切なんじゃよ。



(1) 女性への暴力の防止と被害者への支援

どんなに親密な関係であろうと、配偶者や恋人への暴力はドメスティックバイオレンス（DV）といい、犯罪であり重大な人権侵害です。

このような暴力を防止し、また、被害にあってしまった人に対し、適切な支援を行うことで男女共同参画社会の実現を目指します。

DV防止に関する支援策の充実

男女平等教育の徹底とDVを許さない社会環境づくりを推進し、女性の人権を尊重する意識の浸透を図ります。経済的に弱い立場にある女性がDVの被害を受けやすいため、女性の経済的自立を支援します。

また、一人で悩みがちな被害者のための相談業務の連携を強化します。

【主な関連事業】

学校における男女平等教育・DVを許さない人権教育の推進

[学校教育課]

DVの現状・DV防止法の周知 [関係各課]

企業へのセクシュアルハラスメント防止・DV防止の啓発

[企画課・商工課]

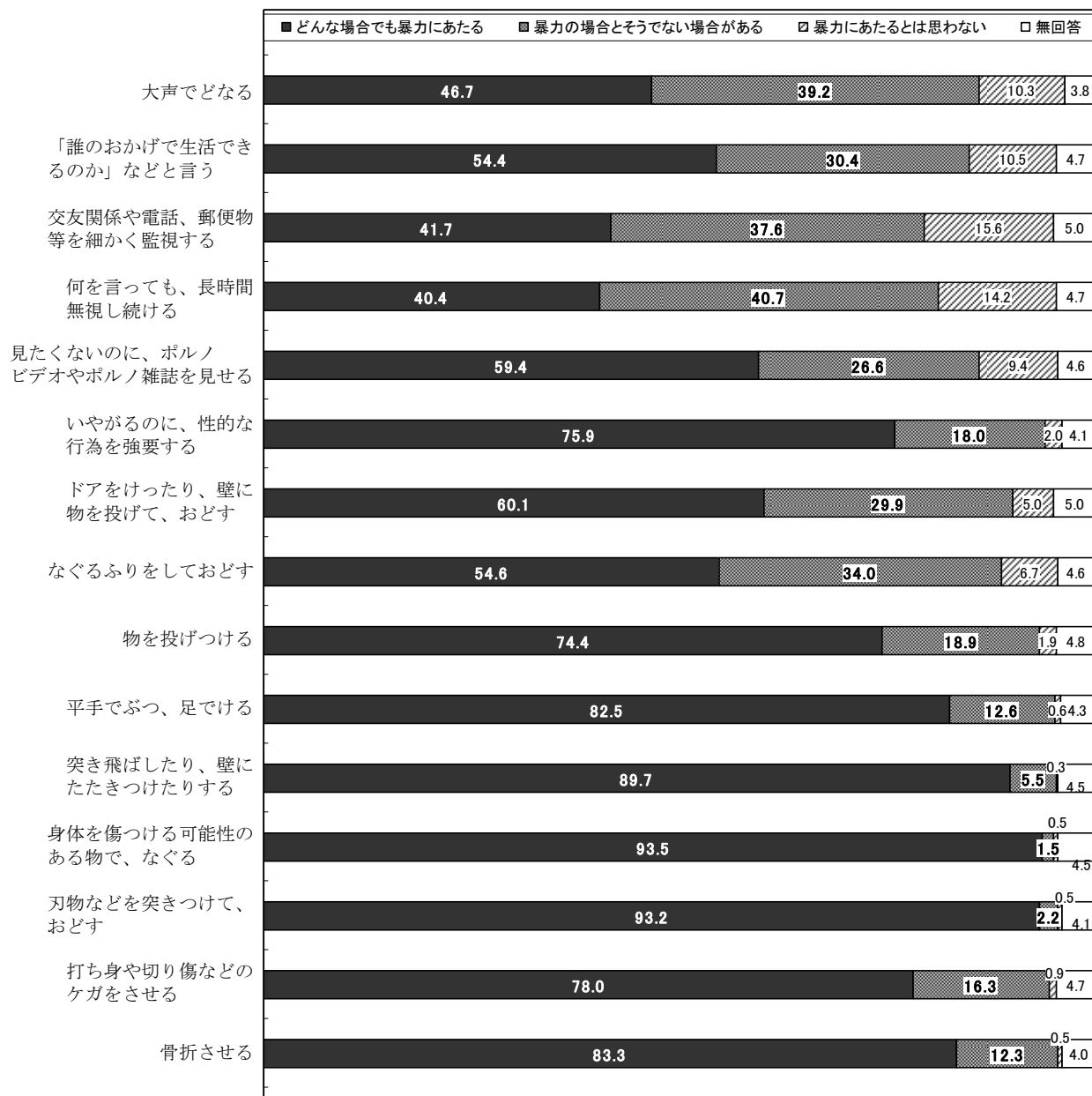
女性の悩みごと相談と市民相談窓口等の連携強化・関係機関との協力

[関係各課]

母子家庭における母親への就労支援 [児童福祉課]

夫婦間の暴力と認識される行為

「交友関係や電話、郵便等を細かく監視する」、「何を言っても長時間無視し続ける」については、暴力であるという認識が低い。



資料出所：「平成18年度埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

(2) 子育て支援策の充実

現在、仕事と子育ての両立や育児への負担を感じたり、子育て中の孤立した状況に不安を感じたりしている親（主に母親）が多くいるといわれています。

そこで、これらの負担の緩和や不安の解消に向けて、子育てを社会全体の取り組みとして認識し、男女が共に手を携えて安心して子育てができるよう、社会環境の整備を目指します。

行政による子育て支援策を拡充する

男女が子育てをしながら安心して仕事や地域活動などを行えるよう経済的な支援を行うとともに、保育施設の整備や保育サービスなどの充実を図ります。

【主な関連事業】

- 乳幼児医療費、児童手当の支給など経済的支援措置の充実 [児童福祉課]
- 子育て支援のボランティアの活用推進 [関係各課]
- 保育施設の整備・充実 [児童福祉課]
- 保育施設における子育て支援の充実 [児童福祉課]
- 学童保育室等の整備・充実 [児童福祉課・生涯学習課]
- 保育担当者の研修の充実 [職員課・児童福祉課]
- 地域の子育て支援体制の充実 [児童福祉課]
- 幼稚園における子育て支援の推進 [学校教育課]
- 安心して遊べる広場の整備・充実 [みどりの課]
- ひとり親への支援の充実 [児童福祉課]
- 子育て相談窓口の充実 [児童福祉課・親子支援課]

● 男女が共に子育てに関われるよう

職場の子育て支援策の定着を促す

男女が働きながら、安心して子育てを行えるよう環境の整備に努めます。

【主な関連事業】

事業所への労働時間短縮の啓発 [商工課]

事業所内保育施設設置の支援策の検討 [商工課・児童福祉課]

子育て支援策を展開している事業所の紹介

[企画課・広報広聴課・商工課]

女性の再雇用制度の啓発 [商工課]

ワーク・ライフ・バランスを考慮した勤務形態の情報提供

[職員課・商工課]

男性の育児休業取得の促進 [職員課・商工課]

子育てに関する休業、休暇制度の周知 [職員課・商工課]



(3) 男女の健康と福祉の増進

男女が多様な生き方を選択するためには、すべての世代が健康であることが大切です。

また、高齢者が自立し安心して暮らせるまちづくりを目指します。

すべての世代に対する健康の維持増進策を拡充する

市民一人ひとりの心身の健康は多様な生き方の礎となり、家庭・社会の活力にもつながります。

そこで、病気予防のための情報提供や相談体制の充実、運動を通じた健康体力づくりを支援します。

【主な関連事業】

市民の心の健康相談の充実 [健康福祉課]

生活習慣病予防対策の充実 [健康管理課・健康福祉課]

総合型地域スポーツクラブ設立課題の検討 [体育課]

健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発

[健康福祉課・体育課・各公民館]

母子保健事業の充実 [親子支援課]

食を通じた健康づくり事業の推進 [関係各課]

高齢者の自立を支援し福祉を充実する

高齢者が地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【主な関連事業】

高齢者の雇用・就職支援体制の推進 [商工課]

住宅のバリアフリー化の促進 [高齢者福祉課・建築指導課・営繕課]

保健・医療・福祉のネットワーク化の推進 [高齢者福祉課・健康福祉課]

地域包括支援センターを核とした地域包括ケア体制の推進

[高齢者福祉課]

老人福祉センターにおける活動、老人クラブ活動などへの支援

[高齢者福祉課]

生涯学習、ボランティア活動の推進 [関係各課]

介護保険制度の周知 [高齢者福祉課]

介護予防事業の充実 [高齢者福祉課・健康福祉課]



(4) 退職シニアの社会活動を創る

今後、退職シニア（特に団塊の世代）が、今まで培った経験を生かし、地域社会でも中心的役割を担うことが期待されます。

そこで、退職シニアの貴重な経験・体験をもとに、男女ともに地域で活動できる環境を整備し、退職を迎えるシニア一人ひとりが健康で明るく生きがいを持ち、社会活動に参加できる基盤づくりを目指します。

経済的に自立して個人的にも社会的にも豊かな生き方を促す

退職シニアが地域社会のなかで、生きがいを持ち豊かな生活を送れるように支援します。

【主な関連事業】

- シルバー人材センターへの加入促進 [商工課]
- ハローワーク所沢との連携強化 [商工課]
- 新しい生きがいづくりのための生涯学習事業の充実 [生涯学習課]
- 地域活動への参加促進 [自治文化課・高齢者福祉課]
- 退職者が活動できる場の提供 [関係各課]
- シニアのための家事教室開催事業の充実 [生涯学習課・各公民館]
- NPO、ボランティア団体との協働による社会参加の推進 [自治文化課]
- シニアが安心して暮らせるための情報提供
[企画課・広報広聴課・自治文化課]
- シニアのためのIT関連講座の充実 [商工課]

政策・方針決定過程への女性の参画を推進する



重点目標

【3】

政策・方針決定過程への 女性の参画を推進する

誰もがそれぞれの価値観に基づき、多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、男女によるさまざまな意見が政策・方針に反映されることが必要です。

しかし、現実には、重要な意思決定の場への女性の参画は十分とはいえません。

そこで、市の審議会、職場、地域団体等の政策・方針決定の場において、女性も能力を発揮し、広く男女の意見が反映される環境づくりに努めます。

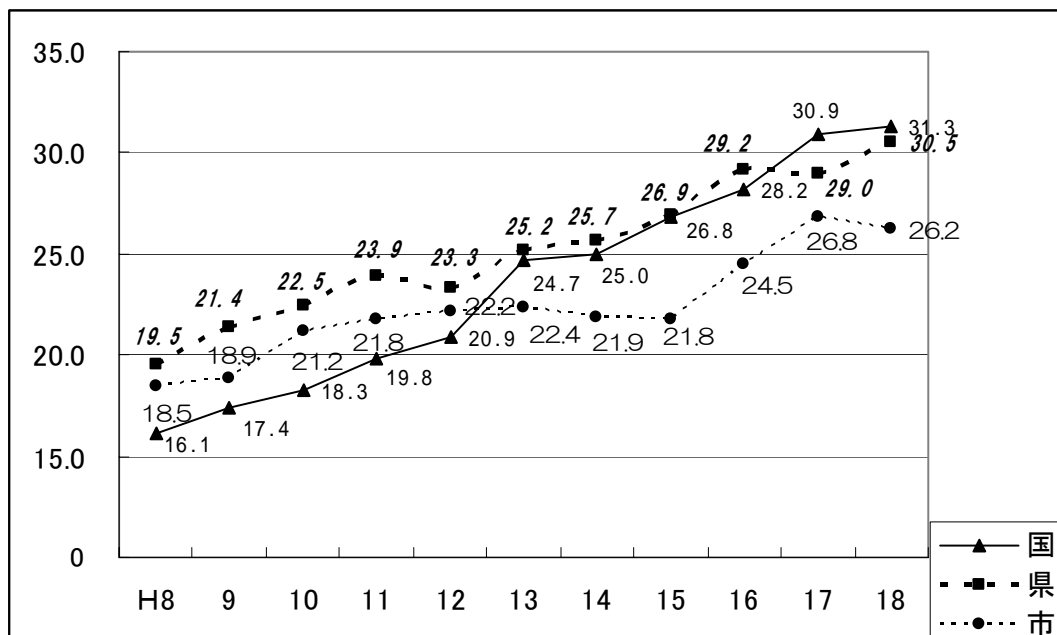
審議会における女性委員の割合(国・埼玉県・入間市の比較)

審議会の女性委員の割合について、国、埼玉県、当市においては目標値を掲げて女性の登用に努めていることから、着実に増加しています。

目標値 国：指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%（平成32年まで）

埼玉県：県審議会等における女性委員の割合40%（平成23年度まで）

入間市：市審議会等における女性委員の割合30%



資料出所：「平成19年度版男女共同参画白書」及び「平成18年度埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

施策の体系

【3】政策・方針決定過程への女性の参画を推進する

● 市の審議会等では、「女性が占める割合 30%以上」を堅持する

職場における女性管理職の積極的登用を促す

地域社会における主導的役割を女性が果たせるよう支援する



模擬議会「入間市女性議会」開催(平成 15 年 11 月 10 日)

みんなのことはみんなで決めよう！
世の中の半分は女性なんじゃから、
もっと女性の活躍が必要じゃな。



● 市の審議会等では、

「女性が占める割合 30%以上」を堅持する

男女共同参画の取り組みを推進するため、市が率先して行政分野における女性の参画の拡大に努めます。

【主な関連事業】

- 「入間市審議会等の設置及び運用に関する指針」の周知徹底 [企画課]
- 専門知識、技術を有する女性の登用 [企画課・関係各課]
- 審議会等の委員の公募の推進 [企画課・関係各課]
- 審議会等における性別に偏りのない運営の促進 [関係各課]
- 「女性が占める割合 30%以上」堅持についての周知 [企画課]
- 審議会等開催時における託児支援策、介護支援策の研究 [関係各課]

職場における女性管理職の積極的登用を促す

意欲ある女性が管理職として能力を発揮できるように、経営者を対象とした啓発活動を行います。また、管理職を目指す女性を増やすために必要な情報を提供し、教育、相談等の取り組みを支援します。

【主な関連事業】

- 男女雇用機会均等法の周知徹底 [職員課・商工課]
- 男女比を考慮した採用の推進 [職員課・商工課]
- 管理職を対象に女性職員育成を目的とした研修の推進 [職員課]
- 管理職を目指す女性を支援するプログラムの検討 [企画課・職員課]
- 女性管理職登用の先進事例の情報提供 [企画課・商工課]
- 女性管理職の意見交換の場の提供 [企画課・職員課・商工課]

地域社会における主導的役割を

女性が果たせるよう支援する

地域活動の場において女性が主導的な役割を果たし、方針決定にも参画できるように研修や情報を交換する機会をつくります。

【主な関連事業】

女性リーダー養成講座の充実 [企画課]

女性リーダーに関する情報のネットワーク化の検討 [企画課]

日本女性会議への市民派遣の推進 [企画課]

「女性が占める割合 30%以上」堅持についての周知 [企画課]



推進体制の整備



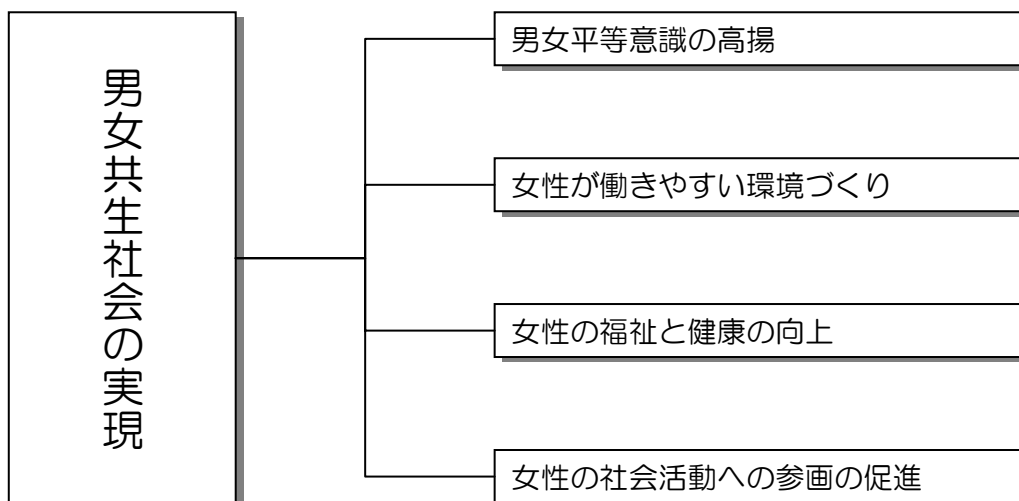
重点目標

【4】

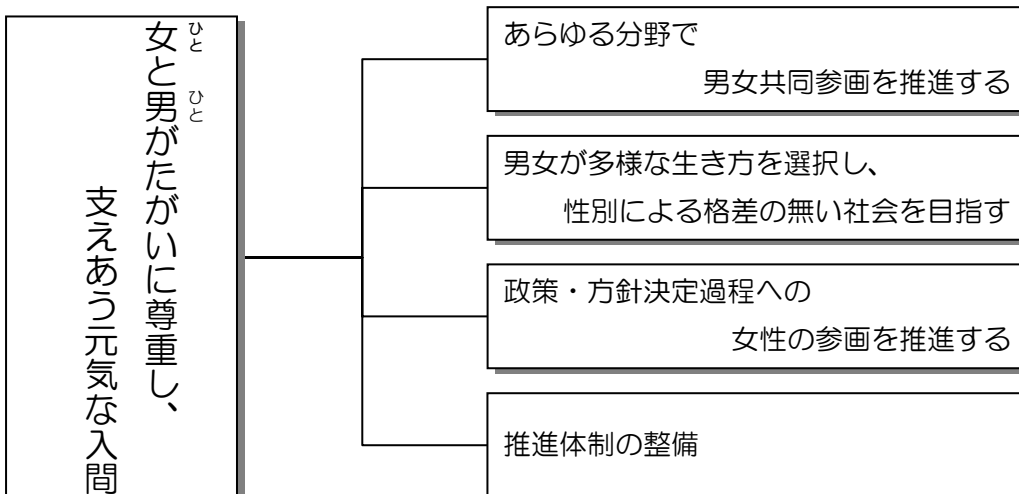
推進体制の整備

入間市は、男女共同参画を推進するための体制を整備します。

第1次プランの体系【平成8年度～平成18年度（平成13年度改訂）】



第2次プランの体系【平成19年度～平成23年度】



施策の体系

【4】推進体制の整備

● 拠点施設の機能と事業の充実

庁内推進組織の拡充と連携施設・サポート団体との協力強化

計画の進行管理と点検評価



男女共生セミナースタッフ会議の様子

入間市は「男女共同参画推進センター」が拠点となり、女性のための相談事業や男女共生セミナー等の講座を実施し、男女共同参画社会の実現を目指しているんじゃ。



拠点施設の機能と事業の充実

男女共同参画推進センターが多くの市民に親しまれ、活用されることを目指します。

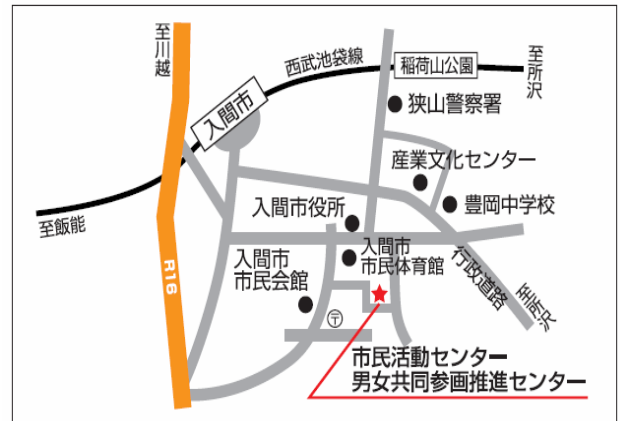
【主な関連事業】

- さまざまな学習機会の提供、充実 [企画課]
- 相談事業の充実 [企画課]
- 情報紙の発行 [企画課]
- ホームページ運営の充実 [企画課]
- 開館5周年記念事業の実施（男女共同参画推進センターの愛称の設定等）
[企画課]



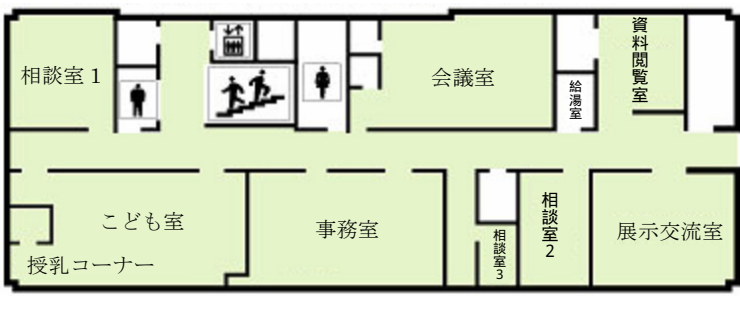
入間市男女共同参画推進センター外観

センター案内図



男女共同参画推進センター配置図

事務室 / 会議室 / こども室 / 展示交流室 / 資料閲覧室 / 相談室 1,2,3



こども室

庁内推進組織の拡充と

連携施設・サポート団体との協力強化

入間市役所内の男女共同参画を推進する組織を充実させ、また、近隣市や関係機関等との協力を強化します。

【主な関連事業】

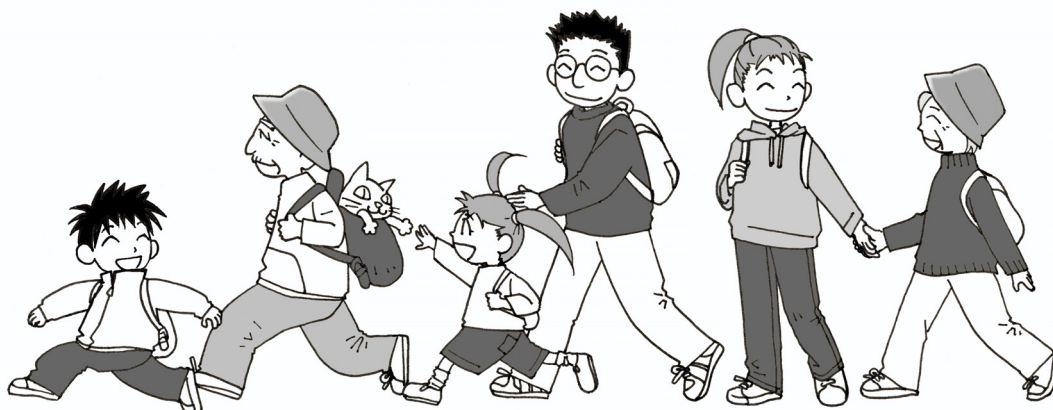
- 男女共同参画に関する庁内推進本部の設置、運営 [企画課]
- 男女共同参画推進スタッフ会議の充実 [企画課]
- ダイアプラン男女共同参画部会の充実 [企画課]
- 国・県・他市町村・関係機関等との連携強化 [企画課]

計画の進行管理と点検評価

男女共同参画を推進する事業の進捗状況を管理し、その成果を点検評価します。

【主な関連事業】

- 推進状況の調査と公表 [企画課]
- 総合振興計画の評価方法を基本とした評価の実施 [企画課]
- 第三者評価の研究 [企画課]



參考資料

男女共同参画に関する国内外の動き

世界、国、県、入間市の動き ～国際婦人年以降の動き～

年	世界	国	埼玉県	入間市
昭和 50 年 (1975 年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部発足 ○総理府に婦人問題担当室設置		
昭和 51 年 (1976 年)	1976 年から 1985 年までの 10 年を「国連婦人の十年」とする	○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第 1 回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和 52 年 (1977 年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(嵐山町)が開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足	
昭和 54 年 (1979 年)	○第 34 回国連総会で女子差別撤廃条約採択		○県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和 55 年 (1980 年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催	○民法一部改正(配偶者の法定相続分 1/3 から 1/2 に)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○県民部に婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	
昭和 56 年 (1981 年)	ILO 総会で ILO 第 156 号条約採択(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)			
昭和 59 年 (1984 年)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ) (施行は昭和 61 年)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	○社会教育課に婦人青少年係設置
昭和 60 年 (1985 年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ)で「ナイロビ将来戦略」採択 NGO フォーラム開催	○女子差別撤廃条約批准 ○男女雇用機会均等法成立 (施行は昭和 61 年) ○労働基準法一部改正 (施行は昭和 61 年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議・NGO フォーラムに埼玉県婦人派遣団参加	
昭和 61 年 (1986 年)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	○「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更	

年	世界	国	埼玉県	入間市
平成元年 (1989年)		○法例の一部を改正する法律成立(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)		
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ILO総会でILO第171号条約採択(夜業に関する条約)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ○埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)が開館	
平成3年 (1991年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更	
平成4年 (1992年)		○初の婦人問題担当大臣設置		○入間市女性問題協議会設置
平成5年 (1993年)	○国連世界人権会議(ウィーン)で「ウィーン宣言」採択 ○国連総会で「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択	○パートタイム労働法成立		○市長から入間市女性問題協議会へ「女性問題に関する行動計画について」諮問
平成6年 (1994年)	ILO総会でILO第175号条約採択(パートタイム労働に関する条約) ○国際人口・開発会議(カイロ)開催	○男女共同参画推進本部発足 ○男女共同参画審議会設置 ○総理府に男女共同参画室設置	1994 彩の国の女性発行	○「社会教育課婦人青少年係」を「社会教育課女性青少年係」に名称変更
平成7年 (1995年)	○第4回国連世界女性会議(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択 ○社会開発サミット(コペンハーゲン)開催	○育児・介護休業法成立 ILO第156号条約批准(家族的責任条約)	○「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	○入間市女性問題協議会から市長へ「女性問題に関する行動計画について」答申 ○男女共生社会に向けての市民意識調査実施
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	○世界女性みらい会議開催、「埼玉宣言」採択	

年	世界	国	埼玉県	入間市
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等) (施行は平成 11 年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定等) (一部を除き、施行は平成 11 年) ○介護保険法成立 (施行は平成 12 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「県民部女性政策課」から「環境生活部女性政策課」に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」策定 ○女性政策の所掌事務を社会教育部社会教育課から企画部企画課に移管。企画課に女性政策担当設置 ○男女共生セミナー開始 ○いるま男女共生プラン推進委員設置 ○入間市女性政策推進スタッフ会議発足
平成 10 年 (1998 年)			<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○入間市女性団体名簿登録開始 ○いるま女性団体ニュース創刊 ○入間市女性団体交流会開催 4 市女性政策担当合同事業検討会議開始
平成 11 年 (1999 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会基本法公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県女性問題協議会が男女共同参画推進条例(仮称)について答申 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共生社会に向けての入間市職員意識調査実施
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会・女性 2000 年会議(ニューヨーク)で「政治宣言」「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー行為等の規制等に関する法律成立 ○女性と仕事の未来館(港区)が開館 	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県男女共同参画推進条例制定、施行 ○男女共同参画に関する苦情処理機関設置 ○彩の国国際フォーラム 2000 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会基本法・4 市交流会開催 ○<small>ひと</small>女と<small>ひと</small>男の情報紙創刊 ○男女共生社会に向けての市民意識調査実施 ○入間市女性リーダー養成講座開始
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画会議設置 ○内閣府に男女共同参画局設置 ○配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律成立 ○男女共同参画週間がスタート 	<ul style="list-style-type: none"> ○「環境生活部女性政策課」から「総務部男女共同参画課」に組織変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性のための IT 講習会開催
平成 14 年 (2002 年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画推進プラン 2010」策定 ○男女共同参画推進センター(With You さいたま)開館 	<ul style="list-style-type: none"> ○「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」改訂

年	世界	国	埼玉県	入間市
平成 15 年 (2003 年)		○男女共同参画推進本部 「女性のチャレンジ支援 策の推進について」決定		○女性議会開催 ○男女共同参画都市宣言 ○男女共同参画都市宣言 記念式典を開催
平成 16 年 (2004 年)		○男女共同参画推進本部 「女性国家公務員の採 用・登用の拡大等につい て」決定		○男女共同参画推進セン ター開館 ○女性のための悩みごと 相談開始
平成 17 年 (2005 年)	○第 49 回国連婦人の地位 委員会（北京+10）	○内閣府特命担当大臣（少 子化・男女共同参画）任 命 ○「男女共同参画基本計 画」（第 2 次）策定	○「配偶者等からの暴力防 止及び被害者支援基本 計画」策定 ○「さいたま輝き荻野吟子 賞」創設	
平成 18 年 (2006 年)		○「男女雇用機会均等法」 一部改正（男性に対する 差別の禁止、間接差別の 禁止等：施行は平成 19 年）		○男女共同参画推進セン ターホームページ開設 ○県との共催「子育て、個 育て自分育て一再発 見！」講座開催 ○市長から入間市女性問 題協議会へ「第 2 次いる ま男女共生（男女共同参 画）プランの基本方針に ついて」諮問 ○男女共同参画推進スタ ッフ会議発足（女性政策 推進スタッフ会議から 名称変更） ○東京家政大学との共催 事業「いきいきウォーキ ング講座」開始
平成 19 年 (2007 年)		○「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」を一部改正	○「男女共同参画推進プラ ン 2010」見直し	○入間市女性問題協議会 から市長へ「第 2 次いる ま男女共生（男女共同参 画）プランの基本方針に ついて」答申 ○「共にかがやき いきい きと 第 2 次いるま男 女共同参画プラン」策定

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布
昭和 22 年 5 月 3 日施行

（基本的人権の享有と本質）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
〔2、3 項略〕

（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が平等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃
に関する条約

1979 年（昭和 54 年） 国際連合採択
1981 年（昭和 56 年） 発効
1985 年（昭和 60 年） 日本国批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文章にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衝平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、全ての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

〔第 1 部〕

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することとす。また、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を執る。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性について適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

〔第2部〕

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

〔第3部〕

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専ら月教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励する事により、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差を出来る限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係わるすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係わる健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、つぎのことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するための適切な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するための適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
(b) 銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するための適切な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するための適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるか無いかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
(f) あらゆる地域活動に参加する権利
(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

【第4部】

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。
特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文章

(種類のいかに問わない。)を無効とすることに同意する。

- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
(b) 自由に西己偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を持って決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係わる同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

【第5部】

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することが出来る。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2を持って定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員の内9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員の内2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提出する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請する時。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間を合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、又、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定に実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

[第 6 部]

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置がある時は、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮するこ
とができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題とな
っている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であ
る。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方
公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分
野における活動に参画する機会が確保され、もって
男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利
益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき
社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係わる男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以
外の活動を行うことができるようにすることを旨とし
て、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同
参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他地方公共団体の区域の特性に応じた施策
を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女
共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな
らない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置
その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形
成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策についての報告を提出しなければな
い。

2 政府は、毎年、前項の報告に係わる男女共同参画社
会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書
を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関 する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共
同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下
「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければな
らない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について
定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す
るために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、
男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求
めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があ
ったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表
しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更につ
いて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、
当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都
道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければな
らない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項につ
いて定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず
べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の
大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域のけ
る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総
合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女
共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における
男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について

の基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たりての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参加社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のための必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内を持って組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣の内から、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す

- る者の内から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

埼玉県男女共同参画推進条例
平成 12 年埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係わる男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男

女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第 9 条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的にを行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第 10 条 埼玉県男女共同参画審議会(第 12 条第 3 項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)
第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)
第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定した時は、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

- (苦情の処理)
第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学するもの(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
 - 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
 - 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)
第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)
第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
 - 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び基本計画

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第4項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条及び次条第1項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の3において同じ。)の一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、

配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長く道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

- 第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第9条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

- 第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

- 第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第18条第1項において同じ。)であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時にあって被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合には限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている

住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同月の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第2項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。)に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発すること

とができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日

から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときは、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方あっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を

行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。及びこれに伴い必要な事務に要する費用)

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規

定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

昭和47年法律第113号

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実を図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。
2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。
一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
三 労働者の職種及び雇用形態の変更
四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

る事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(紛争の解決の援助)

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均

等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要であると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要であると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要であると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の

通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

- 第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
 - 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

- 第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

- 第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(調査等)

- 第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

- 第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及び第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

人間市女性問題協議会条例

平成4年人間市条例第21号

(設置)

- 第1条 女性問題の現状と施策に関する事項について調査審議するため、人間市女性問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、女性問題の現状と施策に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(人間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 人間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成8年条例第19号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

人間市男女共同参画推進センター条例
平成 15 年人間市条例第 33 号

(設置)

第 1 条 男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進するため、男女共同参画推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 男女共同参画推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
人間市男女共同参画推進センター	人間市豊岡四丁目 2 番 2 号

(施設)

第 3 条 人間市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の施設は、別表のとおりとする。

(業務)

第 4 条 センターは、男女共同参画社会の形成に係る次の業務を行う。

- (1) 講座、研修及び啓発に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- (4) 情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 会議室その他設備の提供に関すること。
- (6) その他必要な事業

(職員)

第 5 条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(休所日)

第 6 条 センターの休所日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(開所時間)

第 7 条 センターの開所時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、市長がセンターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用者の範囲)

第 8 条 センターの会議室及び設備（以下「会議室等」という。）を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市において男女共同参画を推進する団体
- (2) 公用で使用する者
- (3) その他市長が特に認める者

(使用の許可)

第 9 条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消)

第 10 条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) 許可申請に偽りがあったとき。
- (2) 会議室等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 11 条 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用料は、無料とする。

(原状回復)

第 12 条 使用者は、会議室等の使用が終わったときは、速やかに当該会議室等を原状に復し、かつ清掃をしなければならない。また、第 10 条の規定により会議室等

の使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第 13 条 自己の責めに帰すべき理由により施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

施設名
会議室、子ども室（授乳コーナーを含む。）、資料閲覧室、展示交流室、相談室 1、相談室 2、相談室 3

第2次プラン検討の経過

月・日	内 容
平成 18 年（2006 年）	
3 月 17 日	女性問題協議会（諮問：プランの基本方針について）
4 月 11 日	女性問題協議会草案チーム会議 （プランの「基本方針」に盛り込む事項について）
4 月 21 日	女性問題協議会 草案Bチーム会議（プラン重点目標の検討）
4 月 25 日	女性問題協議会 草案Aチーム会議（プラン基本方針の検討）
4 月 26 日	女性問題協議会 草案Bチーム会議（プラン重点目標の検討）
5 月 2 日	女性問題協議会 草案チーム会議（プラン基本方針、重点目標の検討）
5 月 12 日	女性問題協議会 草案Bチーム会議（プラン重点目標の検討）
5 月 15 日	女性問題協議会 草案Bチーム会議（プラン重点目標の検討）
6 月 6 日	女性問題協議会 草案チーム会議（意見集約）
6 月 22 日	女性問題協議会 草案チーム会議（意見集約）
6 月 29 日	女性問題協議会 草案チーム会議（プラン重点目標の検討）
7 月 18 日	女性問題協議会（プランの基本方針について）
7 月 27 日	女性問題協議会 草案チーム会議（意見集約）
9 月 19 日	男女共同参画推進スタッフ会議（活動内容及び活動計画について）
9 月 26 日	女性問題協議会（プランの基本方針について）
10 月 17 日	男女共同参画推進スタッフ会議（所沢市男女共同参画計画について）
11 月 7 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討A部会」会議 （「関連事業」の検討）
11 月 13 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討B部会」会議 （「関連事業」の検討）
11 月 21 日	男女共同参画推進スタッフ会議（プラン内容の検討）
12 月 7 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討B部会」会議 （「関連事業」の検討）
12 月 13 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討A部会」会議 （「関連事業」の検討）
12 月 18 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討B部会」会議 （「関連事業」の検討）
12 月 20 日	男女共同参画推進スタッフ会議（プラン内容の検討）

平成 19 年 (2007 年)	
1 月 9 日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)
1 月 10 日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)
1 月 12 日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン内容の検討)
1 月 23 日	女性問題協議会 (プランの基本方針について)
2 月 8 日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン内容の検討)
2 月 20 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討A部会」会議 (「関連事業」の検討)
2 月 21 日	男女共同参画推進スタッフ会議「重点目標検討B部会」会議 (「関連事業」の検討)
3 月 1 日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)
3 月 5 日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)
3 月 7 日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン内容の検討)
3 月 22 日	女性問題協議会 (プランの基本方針について)
4 月 9 日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン内容の検討)
4 月 10 日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)
4 月 23 日	女性問題協議会 (プランの基本方針について)
5 月 1 日～ 21 日	第 2 次いるま男女共同参画プラン (素案) パブリック・コメント
5 月 31 日	男女共同参画推進スタッフ会議「冊子作成部会」会議 (プラン冊子のレイアウト等の検討)
6 月 5 日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン冊子レイアウトの検討)
6 月 14 日	男女共同参画推進スタッフ会議「冊子作成部会」会議 (プラン冊子のレイアウト等の検討)
6 月 18 日	女性問題協議会 (プランの基本方針について)
7 月 12 日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン冊子レイアウトの検討)
7 月 23 日	男女共同参画推進スタッフ会議「冊子作成部会」会議 (プラン冊子のレイアウト等の検討)
7 月 30 日	女性問題協議会 (答申：プランの基本方針について)

8月 3日	男女共同参画推進スタッフ会議「コメント作成部会」会議 (プラン冊子のイラストのコメントの検討)
8月 9日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン冊子レイアウトの検討)
8月 23日	男女共同参画推進スタッフ会議「冊子作成部会」会議 (プラン概要版のレイアウト等の検討)
8月 30日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)
9月 6日	男女共同参画推進スタッフ会議 (プラン冊子レイアウトの検討)
9月 12日	男女共同参画推進スタッフ会議「書式統一部会」会議 (プランの書式等の検討)

(平成 19 年 10 月 1 日 現在)

入間市女性問題協議会委員名簿

会 長 山 本 和 人

副会長 轟 涼

大 川 順 子 橋 本 敬 子 齊 藤 俊 明 小 野 孝 江

中 瀬 泰 子 中 林 敦 子 竹 信 允 弘 伊 藤 智

荒 岡 真由美 高 橋 節 子 平 原 律 子 諸 井 和 江

久保庭 邦 子

入間市男女共同参画推進スタッフ会議（第 4 期）名簿

リーダー 上 原 保 夫 （生活福祉課）

サブリーダー 平 山 和 美 （高齢者福祉課）

大 石 浩 士 （図書館）

黒 木 聡 子 （庶務課）

斎 藤 民 子 （自治文化課）

竹 廣 由 美 （広報広聴課）

手 塚 治 子 （監査委員事務局）

富 田 浩 一 （みどりの課）

町 田 浩 一 （職員課）

武 藤 誠 （総務課）

入男女発第193号

平成18年3月17日

入間市女性問題協議会
会長 山本 和人 様

入間市長 木下 博

入間市女性問題協議会条例（平成4年6月26日条例第21号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）並びに埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年埼玉県条例第12条）を踏まえ、第2次男女共生（男女共同参画）プランの基本方針について、貴協議会の意見を求めます。

理由

本市では、「共にかがやき いきいきと いるま男女共生プラン」を平成9年3月に策定し、その後男女共同参画社会基本法が施行されたことなどを踏まえ、このプランの見直しを行い、平成14年3月にプランの改訂を行いました。さらに、平成15年には、改訂するま男女共生プランで実施を明記した男女共同参画都市となる宣言を行いました。

本市は、現在、この改訂プランに基づき、男女共同参画宣言都市にふさわしい環境づくりに向けて、男女共同参画関連施策の総合的かつ計画的な推進を図っております。なお、この改訂プランの期間は平成18年度末までです。

そこで、男女共生（男女共同参画）プランは、本市の総合振興計画の部門であることを踏まえ、第5次総合振興計画が平成18年度中に策定されることから、総合振興計画との整合性を図りながら平成19年度中の策定を目指しております。

このような状況と国内外の男女共同参画を取り巻くさまざまな状況の変化を考慮の上、男女共同参画社会の実現をめざす、第2次男女共生（男女共同参画）プランを本市が策定していく際の基本方針についてお示しください。

平成19年7月30日

入間市長 木下 博 様

入間市女性問題協議会
会長 山本 和人

第2次男女共生（男女共同参画）プランの基本方針について（答申）

平成18年3月17日付入男女発第193号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

当協議会では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）並びに埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年埼玉県条例第12条）を踏まえ、延べ8回にわたり会議を開催し慎重に審議した結果、別添の「共にかがやき いきいきと 第2次いるま男女共同参画プラン」を取りまとめました。

なお、審議途中におけるパブリックコメントにより、市民からの意見を反映したことを申し添えます

共にかがやき いきいきと 第2次いるま男女共同参画プラン

発行日 平成19年10月

発行 埼玉県入間市

編集 企画部企画課

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

〔電話〕04(2964)1111(代表)

入間市男女共同参画推進センター

〒358-0003 埼玉県入間市豊岡四丁目2番2号

〔電話〕04(2964)2536

〔e-mail〕danjyo@ictv.ne.jp

〔ホームページアドレス〕<http://irumadanjyo.seesaa.net/>

裏表紙マーク：「入間市のイメージマーク・キャッチフレーズ」

入間市をイメージ化したもので、市制施行30周年記念事業として一般公募により制定したもの。

商標登録第4216521号



